

# 平成26年4月1日から 障害年金の額（障害等級）の 改定を請求できる時期が変わります

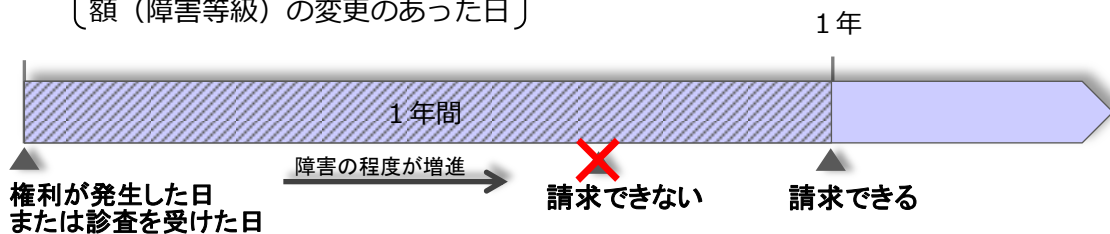
障害の程度が重くなったときには、現在受けている障害年金の額（障害等級）の改定を請求することができます。

※ 現在、3級の障害厚生年金を受けている方のうち、1級または2級に該当したことがない場合、65歳を過ぎてからの請求はできません。

これまでは、障害年金を受ける権利が発生した日、または障害の程度の診査を受けた日から1年を経過しないと請求できませんでした。が、4月1日からは、裏面の1～22のいずれかに該当すれば、1年を経過しなくても請求できるようになります。

## これまでの請求時期

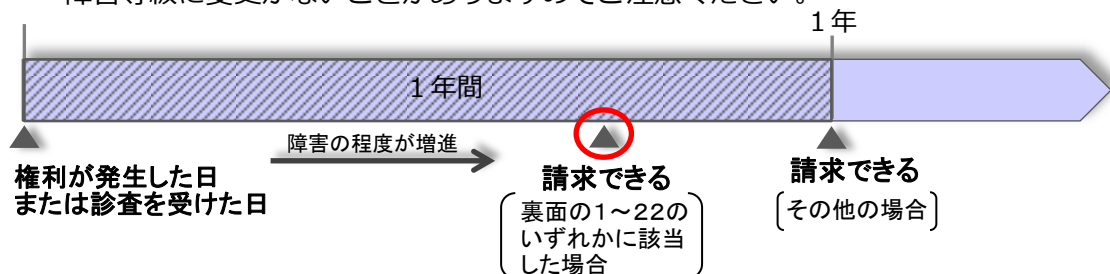
- ・ 障害年金を受ける権利が発生した日  
または
  - ・ 障害の程度の診査を受けた日  
〔額改定請求を行った日、または額（障害等級）の変更のあった日〕
- から1年を経過した日以降



## 4月1日からの請求時期

裏面の1～22のいずれかに該当した場合には、1年を経過しなくても請求できます。

※裏面の1～22のいずれかに該当し、請求が認められた場合でも、診査の結果、障害等級に変更がないことがありますのでご注意ください。



不明な点は、[日本年金機構の年金事務所](#)へお問い合わせください。